

○車検拒否制度に係る放置違反金滞納情報照会への対応等要領

平成 18 年 5 月 31 日

駐 対 第 6 1 6 号

警 察 本 部 長

車検拒否制度に係る放置違反金滞納情報照会への対応等要領の制定について（通達）
道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）の施行に伴い、みだしの要領を
別添のとおり制定し、平成 18 年 6 月 1 日から実施するので、運用上誤りのないようにされた
い。

別添

車検拒否制度に係る放置違反金滞納情報照会への対応等要領

第1 趣旨

この要領は、放置違反金滞納情報照会への対応、自動車使用者による放置違反金等の納付
手続を簡便化するための措置その他車検拒否制度の効果的な運用に資するために警察が行う
必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ定めるところによる。

(1) 車検拒否

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の7第2項の規
定により国土交通大臣等が自動車検査証の返付をしない措置をとることをいう。

(2) 放置違反金滞納情報照会

自動車の使用者本人若しくはその代理人又は自動車の継続検査等の受検手続を代行す
る自動車整備事業者から、特定の自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっている
か否かについて行われる照会をいう。

(3) 放置違反金等納付書

法第51条の4第1項の規定による放置違反金の納付命令に関し、仮納付のために交
付される納付書兼領収書、納付命令と併せて交付される納入通知書兼領収書及び放置違
反金に係る督促の際に交付される納入通知書兼領収書をいう。

第3 放置違反金滞納情報照会への対応

1 基本的事項

放置違反金滞納情報照会については、埼玉県公安委員会による放置違反金納付命令に係
る事項だけでなく、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項につい
ても回答するものとする。

2 対応要領

(1) 本人又は代理人からの照会

ア 警察署の交通課を照会の受付窓口とし、電話、ファックスによるものは受け付けな
いこと。

イ 受付時間は、埼玉県の休日定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1

項各号に規定する県の休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ウ 照会者に、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（様式第 1 号）を提出させ、必要な本人確認を行うこと。この場合において、照会者が本人以外の者である場合は、代理人としての本人確認と併せて委任状を提示させること。

エ 照会に係る自動車が車検拒否の対象になっている場合は、放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（様式第 2 号）を作成し、交付すること。

オ 照会に係る自動車が車検拒否の対象になっていない場合は、その旨を口頭で回答すること。

カ 提出させた放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）は、受け付けた警察署において 3 年間保管すること。

(2) 自動車整備事業者からの照会

ア 受付窓口における照会については、前記(1)を準用する。この場合において、「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（様式第 1 号）を提出させ」とあるのは、「同意書 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）（様式第 3 号）を提示させ」と、「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（様式第 2 号）」とあるのは「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）（様式第 4 号）」と読み替えるものとする。

イ 埼玉県自動車整備振興会に加盟している自動車整備事業者で事前に交通部交通指導課長あて提出されるリストに掲載されているものからの放置違反金滞納情報照会については、次によりファックスによる照会に対応すること。

(ア) 受付所属は交通部交通指導課とし、原則として前記(1)イに規定する受付時間に対応すること。

(イ) あらかじめ指定したファックス番号に同意書 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）が送信されるので、照会に係る自動車が車検拒否の対象車両となっているときは放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）を作成し、ファックスにより回答すること。

(ウ) 照会に係る自動車が車検拒否の対象車両となっていないときは、その旨を電話により、回答すること。

(エ) 同意書 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）の原本は、照会した

自動車整備事業者に３年間保管させること。

第４ 放置違反金等納付書の再発行等

１ 放置違反金等納付書の再発行

(1) 警察施設の窓口における場合

ア 受付窓口は、交通部交通指導課放置駐車対策センター（以下「放置駐車対策センター」という。）及び警察署の交通課とし、前記第３の２(1)イに規定する受付時間に取り扱うこと。

イ 再発行を希望する者（以下「再発行申請者」という。）には、放置違反金等納付書再発行申請書（様式第５号）を提出させること。

ウ 必要な本人確認を行い、再発行申請者が本人以外の者である場合は、代理人としての本人確認と併せて委任状を提示させて、申請に係る納付書を再発行すること。

なお、警察署において受け付けたときは、放置駐車対策センターに連絡の上、指示を受けて再発行すること。

(2) 郵送による場合

ア 放置駐車対策センターで取り扱うこと。

イ 放置違反金等納付書再発行申請書に本人の現住所を確認できる書類を添付させるほか、返信用の封筒及び切手を同封させること。

ウ 前記(1)ウに準じて放置違反金等納付書を再発行し、返送すること。

２ 放置違反金等の納付を受けたこと又はこれを徴収したことを証する書面の交付

(1) 納付・徴収済確認書の交付

滞納処分による放置違反金等の全額の納付を受け、又は徴収したときは、当該車両の使用者に対し、納付・徴収済確認書（様式第６号）を交付すること。

(2) 放置違反金等の納付を受けたことを証する書面の再発行

ア 受付窓口は、警察署の交通課とし、前記第３の２(1)イに規定する受付時間に受け付けること。

イ 放置違反金を納付したことを証する書面は、埼玉県指定金融機関等の窓口で放置違反金を納付した際に交付される領収書としているため、当該領収書の再発行はできないことから、再発行の申出があったときは、納付・徴収済確認書交付申請書（様式第７号）を提出させること。

ウ 必要な本人確認を行い、再発行申請者が本人以外の者である場合は、代理人としての本人確認と併せて委任状の提示を求め、当該再発行申請者の放置違反金が納付されている事実を確認した上で納付・徴収済確認書を作成し、交付すること。この場合において、納付・徴収済確認書は、埼玉県公安委員会が行った納付命令に係るものしか発行できないので留意すること。

エ 郵送による再発行の申出については、前記 1 (2) の規定を準用する。

3 車検拒否制度に関する問い合わせへの対応

車検拒否制度に関する問い合わせに対しては、放置駐車対策センターが一元的に対応すること。

実施日

この通達は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 3 月 30 日務第 889 号）

この通達は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 3 月 31 日務第 877 号）

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

年 月 日

埼 玉 県 警 察 殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否かを、さらに対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

番 号 標 の 番 号	
使 用 者 氏 名	
照 会 者 氏 名	
照 会 者 住 所	
照 会 者 連 絡 先 電 話 番 号	

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっていることを回答します。

番 号 標 の 番 号	
使 用 者 氏 名	
違 反 番 号	
照 会 者 氏 名	

本件担当
埼玉県 警察署
担当者名
（連絡先 - - ）

同 意 書

年 月 日

（自動車整備事業者名）

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するに当たり、貴社（店）が私及び私の自動車（番号標の番号： ）に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名）

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

埼玉県警察 殿

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否かを、さらに対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 :
整備事業者名 :
電 話 : -
F A X : -

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっていることを回答します。

使 用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
違 反 番 号	
照 会 事 業 者 名	

本件担当
埼玉県警察本部
交通部交通指導課
担当者名
(連絡先 - -)

又は

埼玉県 警察署
担当者名
(連絡先 - -)

放 置 違 反 金 等 納 付 書 再 発 行 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 警 察 殿

申請者

住所

氏名

放 置 違 反 金 納 付 書 等	納 付 番 号	
	納 入 期 限	年 月 日
	納 入 金 額 (放置違反金の額)	円
	納 入 者 の 住 所 氏 名	申請者に同じ
1 再発行の理由 亡失 きそん その他 ()		
2 納付書の種別 督促用 その他 ()		
3 車両の登録番号 (車両番号)		
4 その他		

(注) 1 申請の際に、身分確認 (身分証明書、運転免許証等の提示) を行います。
また、申請者が代理人の場合は、委任状の提示が必要です。
2 納入者の住所及び氏名と申請者の住所及び氏名とが同じであるときは、「申請者に同じ」を○で囲むこと。
3 再発行の理由及び納付書の種別は、該当箇所を○で囲み、その他については () 内に簡記すること。
4 車両の登録番号 (車両番号) は、納付番号等が不明の場合に記載すること。

年 月 日

納 付 ・ 徴 収 済 確 認 書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収していることが確認されました。

弁 明 通 知 書 の 番 号 （ 違 反 番 号 ）	
納 付 命 令 に 係 る 自 動 車 の 番 号 標 の 番 号	
納付命令を受けた者の氏名	
申 請 者 の 氏 名	

（本確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限り有効です。）

埼玉県 警察署長 

（ 埼 玉 県 警 察 本 部
交通部交通指導課長  ）

納付・徴収済確認書交付申請書

年 月 日

埼 玉 県 警 察 殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁 明 通 知 書 の 番 号 (違 反 番 号)	
納付命令に係る自動車の 番 号 標 の 番 号	
納 付 命 令 を 受 け た 者	ふりがな
	氏 名
申 請 者	ふりがな
	氏 名
申 請 者 の 住 所	
申請者の連絡先電話番号	

注 交付される納付・徴収済確認書は埼玉県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係るものに限り、ます。他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該都道府県公安委員会に対して交付を申請してください。

なお、放置違反金等の納付後10日以上の間が経過していないと、納付・徴収済確認書を交付できない場合があります。

